

水俣学通信

第 38 号
2014.11.1

Newsletter from the Open Research Center for Minamata Studies



台南市鹿耳門天后宮で歓迎の電光掲示板（写真：水俣学研究センター）

目 次

論説：

「新潟水俣病第3次訴訟、来年3月判決」
…… 2
萩野直路

「東北タイ・ルーイ県金の鉱山問題に関する学術セミナーと現地調査」…… 6
宮北隆志

報告：

「8月25日～9月3日『カナダ』行き」
…… 3
佐藤英樹・スエミ

「水俣病を『伝える』セミナー」…… 7
田中 睦

「水俣学若手研究セミナーに参加して」
…… 4
鄭 有景

「川内原発の環境汚染を学ぶ―第31回天草環境会議の開催」…… 7
中地重晴

「福祉環境学フィールドワークⅢに参加して」…… 5
増田真弓

今後の活動予定、水俣学研究センター
日録…… 8

熊本学園大学水俣学研究センター

《論説》

新潟水俣病第3次訴訟、来年3月判決

新潟水俣病第3次訴訟を支援する会 萩野直路



今年9月25日、新潟水俣病第3次訴訟は新潟地裁へ提訴してから7年余りを経てようやく結審しました。判決は来年、2015年3月10日の予定です。

水俣病問題は、1995年政治決着で社会的に「終わった」ことにされていましたが、2004年の水俣病関西訴訟最高裁判決で国と熊本県の責任が確定したことを機に九州で新たな裁判が起こされ、2007年4月、新潟第3次訴訟も提訴しました。(その後、ノーモアミナマタ新潟訴訟が続き、特措法で早々に和解しています。)

しかし、新潟第3次訴訟の場合、2003年11月にインド洋のセイシェル島(セイシェル共和国)で開かれた有機水銀と子どもの発達についての国際シンポジウムでの報告も提訴に至るきっかけとなっています。

新潟水俣病公表前からこの問題に関わって来た斎藤恒医師は、アメリカのマイヤーズ教授から新潟水俣病について、「小児の汚染が胎児性1例のみとは信じ難い。新潟は公表当時の毛髪水銀値も測定しているから事実を明らかにして欲しい」と要請されました。

そこで、斎藤医師らは、認定患者の子どもで、胎児期・小児期に有機水銀の暴露が疑われた人々のその後の生活状態、健康状態を追跡調査し、それまで被害が明らかになっていなかった昭和20年代後半以降に生まれた水俣病患者の子どもの世代にも水俣病患者がいることを明らかにし、セイシェルでそれを報告しました。新潟第3次訴訟の原告には、その時の調査で対象となった方も含まれています。

現在、新潟第3次訴訟の原告は11名ですが、年齢構成は、40代2名、50代6名、80代が3名(うち2名死亡、うち1名は公健法認定)で、多くが「第二世代」だと言えます。

新潟第3次訴訟では、総勢23名の被害者が原告となりました。そのうち3名が公健法により水俣病と認定され、うち2名が取下げ(1名は国と県のみで訴訟を継続)、ほかに10名が水俣病特措法での和解で取下げ、残る1名は提訴時、第3次訴訟代表として名乗り出たところ親族の反対に会い、体調不良もあって弁護士も会えないまま、死亡により取下げとなっています。

新潟では、河口から65km上流にある昭和電工鹿瀬工場から垂れ流されたメチル水銀によって水俣病が引き起こされました。汚染魚が川魚であるため、流通経路は比較的限られていました。一方、新潟市は県庁所

在地であり、阿賀野川沿岸も都市化し、高度成長期に多くの住民が移り住んで来ました。そのため患者家族と、汚染された川魚をまったく食べていない家庭が隣り合わせになるような状況の中、身近な人に裁判をしていると知られると、「金目当て」と中傷される例が後を絶たないのです。原告がもっとも恐れているのは身近な人に自らが水俣病で裁判をしていると知られることであり、被害を名乗り出にくい状況にあります。こうしたこともあって、新潟第3次訴訟では、現在まで匿名で裁判を続けています。

第3次訴訟は民事請求で、昭和電工との補償協定と同等の補償(一時金と年金)を求めています。そして原告団は、第二の水俣病発生



昭和電工鹿瀬工場アセトアルデヒドプラント跡地 (2002年筆者撮影)

の責任をあいまいにした和解による決着を望んでいません。

もともと水俣病患者に対する補償制度は公健法による認定しかありません。行政は1995年和解や水俣病特措法も制度の一つだといいますが、昨年4月の最高裁水俣病溝口訴訟と同F氏訴訟判決は、それを否定し、公健法による認定制度しかないと言っています。

この最高裁判決に、私ども原告・支援者とも励まされました。そして昨年10月の水俣市在住の男性が行政不服審査会での逆転裁決もあったことを踏まえ、第3次訴訟原告団も公健法での認定を求めて、新潟水俣病行政認定義務付け訴訟を昨年12月に提訴しました。原告は現在8名です。行政不服審査請求を行っていない原告は再申請をして、順次、不服審査請求をしていく予定です。

来年は新潟水俣病公表50年です。残念ながら第二の水俣病が引き起こされるに至った行政の責任は、いまだ明らかにされていません。私たちのたたかいで、そのことを明らかにするために、引き続きたたかって行きます。熊本と新潟は同じようで異なっています。私どものたたかいにもぜひ注目してください。

《報告》

8月25日～9月3日「カナダ」行き

水俣病被害者互助会 佐藤英樹・スエミ



2014年8月、熊本学園大学教授の花田先生から、「カナダ、行きませんか?」とお声をかけていただき、行くことを決心いたしました。まるで夢のようなお話しに、思わず「ほっぺ」をつねりました。早速、あくる日市役所にパスポートを作りに行きました。パスポートは8月22日にでき上がり、間に合いました。

8月25日、いよいよ出発の日がやってきました。胸がワクワクはずみました。なんといっても生まれて初めての海外、ドキドキ致しました。

最初はカナダのグラッシーナロウズという所に行きました。ここはカナダの先住民の人が住んでいる所です。昔ながらの衣装を身にまとい、先住民の若者が踊りを見せてくれました。これは歓迎の踊りです。そのあと、私たちも加わり、一緒に踊りました。テンポが速く、跳んだりする踊りで、とても体力を使い、ハアハアしながら皆で踊りました。でも、とっても楽しかったです。そのあと、おもてなしのごちそうを皆でいただきました。とってもおいしかったです。

町からかなり離れた奥深いところに先住民の人は住んでいます。川と湖、沼地に囲まれ、あっちこっちに川と湖があります。そのせいか、とても蚊が多いです。川も湖もあまりきれいではありませんでした。日本の水がいちばん美しいんじゃないかなあと、その時思いました。

まず医療班と環境班に分かれました。医療班は先住民の方の診察、受付の仕事。環境班は漁師の人の案内で、川の魚を釣って持ち帰る仕事。皆それぞれがんばりました。「かめの石」の所にも先住民のジュディさんが連れて行ってくれたり、いちばんきれいな透き通った湖にも連れて行ってくれました。この湖はほんとうにきれいでした。そして、夜12時ごろ、オーロラが見え、とてもとても感動致しました。嬉しかったです。

先住民の皆様とお話したり、意見交換をしたり、記者会見も行いました。先住民の漁師の人が言っておられましたが、「水銀が湖に、川に沈んでいる限り下流の人々も被害を受けるだろう」、そして、「水銀を除去しない限り被害は防げないだろう」と。私もまさにその通りだと思いました。カナダ政府も、苦しんでいる患者がいるのに、なかなか患者と認めようとしない。まさに日本と同じだと思いました。

そして次の目的地に向かいました。ホワイトドッグという所です。ここでは学校を貸していただきました。体育館の中で診察が行われました。環境班も漁師の人と一緒に川に出て、魚釣りをしました。ここではたくさん魚が釣れました。ホワイトドッグでも先住民の皆様に温かく迎えられ、たくさんのごちそうをいただきました。感謝の気持ちでいっぱいになりました。

カナダの先住民の皆様にお会いすることができ、本当にたくさんのことを学ばせていただきました。とてもいい勉強になりました。ありがとうございます。皆さまとの出会いに感謝いたします。そして、カナダに住んでいらっしゃる通訳の皆様にはたいへんお世話になりました。みなさんととても心温かい人ばかりで、思い出すと涙が出ます。そして、現地コーディネーターのソアさんに感謝いたします。

最後に、学園大の花田先生、何にも知らない私たちを連れて行って下さり感謝の気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございます。そして、いろいろ面倒みてくださった田尻さん、ゆかりちゃん、本当にお世話になりました。ありがとうございます。心から感謝申し上げます。貴重な体験を本当にありがとうございました。原田先生がいつもそばにおられて皆をいつも守っておられたような気がしてなりません。この思い出は、一生忘れません。

8月25日から9月3日まで、水俣学研究センターの研究員、医師、水俣病患者代表、新聞記者などあわせて日本からの12名とカナダ現地の協力者6名の総勢18名で、1970年代カナダ・オンタリオ州の2つの先住民居留地で発生した水俣病現地調査を実施した。原田先生が亡くなられてから初めての本格的調査団である。従来から継続的に実施している医学的調査には、2つの居留地で85名の住民が受診し、問題が今なお深刻で解決していないことが明らかになった。また、カナダの先住民の水銀汚染問題に取り組んでいる弁護士事務所呼びかけで、カナダの水銀障害委員会という認定審査や被害補償・救済にあたっている機関の専門家と水俣病に関する医学セミナーを現地で開いたこと、魚の検体採取など環境調査も実施したことなど新しい取り組みも行った。詳細は今後報告していく。(花田)

《報告》

水俣学若手研究セミナーに参加して

九州大学持続可能な社会のための決断科学センター 鄭 有 景



2014年9月5日から7日にかけて熊本学園大学水俣学研究センターが主催する第3回若手研究セミナーに参加しました。今回のセミナーは東京や福島など遠方からの参加者を含め、24人の参加者がそれぞれの研究分野や観点から「水俣」を見つめ、議論し、意見を語りあう時間になりました。

私は1970、80年代を中心に韓国の政治・社会の変動における市民社会の変化と日本の市民社会との関わりについて研究調査をしています。当時の韓国社会は権威主義的独裁政権の時代であり、政治的機会はかなり限られていた時代でした。当時の主な社会運動は独裁政権に反対する民主化運動でしたが、その流れの中で韓国の反公害運動は展開されていました。つまり、反公害運動は経済成長を優先とする当時の政権を非難する形で発生していました。その際に日本では韓国への公害企業輸出反対運動や公害問題の調査協力など、市民レベルの関わりを形成していました。このように自分の研究と関連して日本の公害問題や水俣病事件の社会運動としての側面に興味を持ち、セミナーに参加することにしました。

水俣には以前訪問したことがあります。セミナーでの経験は格別であって、より真剣に水俣をみつめることができました。1日目の午前中には水俣の現地を案内していただきました。チツソがメチル水銀を流した水俣病爆心地である百間排水口や水俣病公式確認の現場である坪谷の集落を目の前にした時には臨場感があり、「水俣病はまだ続いている」ということや「水俣の過去に学ぶ」ということの意味について考えさせられました。「公害の研究は旅である」という宇井純先生の言葉はまさにその通りであって、現場に足を運んで歴史を勉強することは公害問題の研究には欠かせないことだと思いました。

座学のセミナーでは、4人の講師の方々から講義をうけ、質疑討論の時間を持ちました。セミナーでは、地域の水俣学を立ち上げた水俣学研究センターの取り組みが理解でき、水俣病問題の複雑な構造の中で現地に根差した大学の役割の重要性を感じました。とくに外部者としての研究者が当事者意識を持ちながら、地域に入って調査研究を行う時に信頼を形成することの大事さを痛感しました。このような当事者意識は水俣病事件を経験した今の水俣を考える時に念頭に入れる

べき姿勢だと思います。

セミナーを通して、水俣病を経験した水俣固有の問題に地域がどのように向き合い、様々な利害関係の中で社会的な合意にいたるのか、その複雑な構図について理解が得られました。今の水俣ではまだ水俣病と関わっている被害者や被害者家族が健在しておりますし、様々なバックグラウンドを持った住民らを調和させ、意見を折衷していくことは大事な問題です。

今回のセミナーでのやま場は水俣病被害者への聞き取り調査のフィールドワークの時間でした。本来なら聞き取り調査を行うために、聞き取り対象者にアプローチし、アポを取るなどの全行程において責任を持って行うべきですが、水俣学研究センターの方からアレンジしていただき、大変貴重な経験をさせていただきました。

私のグループは胎児性水俣病患者である故上村智子さんのお父様、上村好男さんにインタビューを行いました。水俣病の被害者家族のライフヒストリーを通して水俣病事件の事象をとらえられる機会になりました。上村さんは話の中で被害者家族として、そして水俣病事件に関わった活動家としてのご自身が経験した葛藤や思いを淡々と語ってくれました。話を聞いて感じたことは、公害病を患った患者や家族の心境や苦悩をその「語り」を通してすべて理解することは難しいということでした。なぜならば、その苦しみは本人にしかわからない問題だからです。しかし、上村さんもおっしゃったように我々がこのような問題を共有していくことはとても大事で意義があると思います。

今回のセミナーに参加して水俣病事件を抱えた地域の問題、フィールドワークでの研究者の姿勢などについて考えることができました。私は過去のことに視野を入れて研究をしていますが、公害問題は現在も続いている問題です。だからこそ、過去のことをきちんと検証し、現在の教訓にしたいと思います。

また、今回のセミナーで築いたネットワークは今後も研究や教育の場で積極的に活用していきたいと思います。今後も足しげく「現場」を歩いて学び、公害問題と結びつけて日韓関係について研究するつもりです。このような機会を提供してくださった水俣学研究センターの皆様に感謝します。

《報告》

福祉環境学フィールドワークⅢに参加して

熊本学園大学院社会福祉学研究所修士課程 増田真弓



2014年度の熊本学園大学院、環境福祉学フィールドワークⅢ（海外公害発生地域臨地研修）は、7月17～20日の4日間、台湾で行われた。参加者は担当教員3名と水俣学研究センターから3名、院生7名の13名である。フィールドワークの目的は、水俣病という公害問題に長年取り組んできている熊本で熊本学園大学院生として、台湾・台南市にある安順工場の視察、地域住民や支援者の方々の調査や交流を通じ、ダイオキシン汚染による環境問題や健康被害の認識や取り組みを知り、公害発生にいたる社会的背景や被害・環境破壊へのアプローチについて考えることである。

1日目は、安順工場周辺にて汚染現場を視察。2日目は、台南社区大学の黄先生より、安順工場の歴史について、成功大学の王先生より公害訴訟についての報告を聞き、安順工場内の視察と質疑応答を行った。3日目は、支援者の許さんより安順工場ダイオキシン汚染による被害者への補償の概要説明の後、被害者の方々の説明を伺った。それらをもとに6名の被害者への聞き取りを2班に分かれて行った。また、汚染現場のドキュメント映像を視聴し、これまでの全体に関する質疑応答や意見交換を行った。最後に成功大学の先生方、被害当事者の方々と夕食交流会でより親交を深めることができた。

安順工場は、1938年に日本の鐘淵化学の苛性ソーダ工場として設立された。工場では水銀を使用し、苛性ソーダ・塩酸・塩素が生産され、戦時中は軍の指示で航空燃料添加剤や毒ガスも生産していた。戦後、中華民国政府の直轄となり、1967年、中国石油公社となり、1980年には、工場が閉鎖され、1983年、中石化会社合併後、1994年中石化会社の完全民営化へと変遷していく。

会社の変遷からみて政府の責任は明確であるが、政府自らが責任を負うことはなく民営化された中石化会社が全ての責任を負う形となっている。当時の検査においても高い水銀値を示す記録が内部の秘密資料に残されているが、医療などの支援はなく、唯一の補償として粉ミルクを配ることしか行われていなかった。公害汚染が明らかにされたのは、2003年になってからのことで、汚染除去に多額の費用をかけても未だに汚染は高濃度を示している。処理方法にも二次被害の恐れがあり、課題を抱えている状況である。

安順工場視察では、工場長の案内で現在のダイオキシン・水銀の処理方法や工場が抱える課題についての説明を受けた。工場関係者の現時点での目標として、汚染物質を除去する事、そして処理の後に何か付加価値を見出せないか、地域住民の生活の今後に何ができるのかを考えたいとの事であった。そして政府・会社・住民の協力体制が必要不可欠であるとの考えを示された。膨大な汚染土を処理し続けるには莫大な費用・高度な技術・時間を要する。汚染被害を食い止める対策は必要であるが、適切な処理方法の検証、責任の所在、被害補償の問題は山積みである。

また、公害・環境訴訟において特徴的な問題として「1点目、被害者が多い。2点目、環境汚染の調査、弁護士・裁判の費用を含めた訴訟費用が高い。3点目、被害者側に必要な知識や財力に欠けている」が挙げられた。訴訟問題の争点としては、主な疾患とダイオキシンとの因果関係の証明や住んでいる地域の特定がある。また、責任の所在がはっきり断定されていないことも訴訟期間の長期化の要因となっている。

被害者の聞き取りは、2つの班に分かれ行った。その中で印象的だったのが、汚染物質の危険性を内部資料で知りつつも、環境や健康に多大な被害を与える物質としての本質を知らされずに健康被害を受けた工場労働者の被害者である80歳代の男性である。代々受け継いできた土地を日本総督府から強制没収をされた上に健康被害、土地の汚染が重なった辛い事柄に対し、「何の因果で（土地を）徴収されて悪い工場を建てて、地元の人に多大の迷惑をかけられたのか。改めてすごく悔しい。ただ昔の時代の日本人がまいた悪い種で、今の日本の皆さんが遠いところからわざわざ来てくれたのは、その始末だと思うので、この報告を広く伝えてほしい。これもある意味の始末だと思うので、悪いところだけを覚えていたら一生敵だと思うでしょうが、人間お会い出来たら、何か情が残りますよ。あらためて話をしたこともご縁ですよ。」と話された。今回のフィールドワークでは、現地に赴き直接被害を受けた当事者の声を聴くことの大切さを学んだ。今後の研究に活かしていきたいと思っている。

最後に、様々な話を聞かせてくださった台湾の皆様、このような学びの機会を与えてくださった熊本学園大学院、先生方に感謝いたします。

《報告》

東北タイ・ルーイ県の金鉱山問題に関する学術セミナーと 現地調査

水俣学現地研究センター長 宮北隆志

水俣学研究センターとして2年前から関わりを続けている東北タイ・ルーイ県の金鉱山問題に関する学術セミナー、“Myths and Facts: Gold Mining in Loei Province (神話と真実: ルーイ県の金鉱山)”が、本年9月10日にバンコクのチュラロンコン大学で開催され、中地と宮北がコメンテーターとして参加しました。

我々の長年のパートナーである環境NGOのEARTH(ベンチョム・セータン事務局長)、並びに、チュラロンコン大学・平和と紛争研究センター(スリチャイ・ワンゲオ所長)との共催で開催されたこのセミナーには、研究者、タイ政府・地方行政関係者、地元住民(ルーイ県ワン・サファング郡ナ・ノン・ボン村など)、鉱山会社(Tungkum Ltd: TKL社)、環境団体、市民、学生、マスコミ関係者など180名を超える参加がありました。

円卓会議形式のセミナーでは、まず、スリチャイ氏から経済発展の陰に潜む多様な課題の一つとしての鉱山問題についての問題提起、ベンチョム氏からルーイ県において2006年に操業を開始したTKL社による金採掘・選鉱にかかわる環境汚染と生活被害の全体像についての報告がありました。続いて、EARTHのユートマス、アルパ、カンチャナ、ニチャ、ダワンの5氏から、金鉱山周辺地域における重金属汚染、同地域における生活コストの増大、並びに、世界各地で顕在化する金鉱山の操業に関わる環境破壊と地域生活への影響などについて、研究成果の発表とそれを受けての活発な討議が行われました。

今回のセミナーでは、加害当事者としてのTKL社や、鉱山開発を管轄する工業省、並びに、第一次産業・鉱山局、また一方では、鉱山開発に伴う環境被害と健康不安と向き合ってきた被害住民とその支援者が首都バンコクで一堂に会し、調査結果をもとに意見を戦わせることができたことは、今後の紛争解決に向けて一定評価できるものと思われます。しかし、鉱山周辺で確認されている環境汚染(作物の生育不良などを含む)の現状や、金鉱石の精製に使用されているシアンの取り扱い、作業工程から排出される有害廃棄物などに関わるTKL社への質問に対しては、第一次産業・鉱山局の担当者がTKL社を擁護する立場ですべて返答していたことには、強い違和感を覚えました。また同時に、水俣病事件において、国策企業チッソの水銀垂れ流しを1932年から1968年まで黙認した、国・通産省・厚生省の姿勢と何か重なるものを感じました。



トゥンカム社による金の採掘・選鉱現場

翌11日には、EARTH事務所にて、今年5月15日の夜から未明にかけてナ・ノン・ボン村において起きた武装集団による村人襲撃事件以降のTKL社の金鉱山問題を巡る動きについての情報共有と、今後の取り組みについての意見交換を行い、13日から14日にかけて現地調査を行いました。

今回は、TKL社によるスラップ訴訟(損害賠償請求額は2億~25億円)の対象となっているナ・ノン・ボン村の住民運動のリーダー10名(“Khon Rak Ban Kerd: 故郷を守る会”の主要メンバー)に絞って聞き取り調査を計画しましたが、「武装集団から村民を守る」との名目で、6月以降、軍(100名程度)がナ・ノン・ボン村に常駐し、村民が外部の人間と接触することを警戒し、監視活動を継続していることから、村から20km程離れた村人の友人宅での対面、ヒアリングとなりました。



住民集会で反対の意思表示をする村人

詳細については、別途報告したいと思います。軍は、金鉱山周辺の6つの村の長老的存在である村長(名誉職)を集めて、調停案への同意を得ようとしていることに対して、地元住民の大多数がこれ以上の生活破壊を許さないという立場を明確にし、地道な取り組みを継続していることを確認しました。

《報告》

第3回水俣病を「伝える」セミナー報告

水俣学現地研究センター 田中 睦



水俣学研究センターは水俣芦北公害研究サークルと共催で、2010年から「水俣病を『伝える』セミナー」を開催してきた。講師は、水俣病問題に長く関わってきた研究者、そして当事者である水俣病患者である。第3回目から、話を聞くだけでなく、現地を歩くフィールドワークを取入れている。昨年は水俣から芦北女島まで海岸線を北上し、2名の患者さんから話を聞いた。

今年は研究助手の田尻さん・井上さんにこれまでの研究の一端を話してもらい、その後、公害サークルの高木さん(客員研究員)の案内で百間排水口、坪谷、茂道などを見て回った。

田尻さんからは、「胎児性水俣病患者の過去・現在」のテーマで、胎児性世代の被害の現状や補償・救済制度の問題点、なぜ現在も裁判が続いているのかを解説してもらった。

井上さんからは、芦北町の漁村・女島の調査から見てきた現状が報告された。最後に、家族に患者がいるにも拘らず「その他大勢の私たち」＝第3者的立場

にいるのはなぜかを考えていこうとの提起がされた。

2人の話は長年の調査研究に裏打ちされたもので、ふだんなかなか聞けない話であり、参加者には新たな情報として伝わったのではないだろうか。

患者多発地区の茂道公民館では2人の患者さんから話を聞いた。「国、県は裁判で負け続けている。その加害者の立場にいる国が認定基準を作っているのはおかしい。一刻も早く自分たちを水俣病と認めて償いをすべきだ」、「自分が認定申請することに当時は反対した子どもが医療手帳に該当しなかった。いま、裁判に立ち上がって闘っている」と、水俣病の被害は決して過去のものではなく現在も続いているということ、2人の話から学ぶことができた。

今年は水俣市に加えて、津奈木町、芦北町の教育委員会から後援をいただいた。夏休み中であり、現場の先生方が参加しやすいようにと考えたが、残念ながら地元、水俣芦北地域からの参加は少なかった。参加呼びかけの方法等、昨年と同じ課題が残った。

《報告》

川内原発の環境汚染を学ぶ—第31回天草環境会議の開催

熊本学園大学社会福祉学部 中地重晴
(水俣学研究センター事務局長)

天草環境会議は苓北石炭火力発電所設置反対運動をきっかけに結成されて、昨年は30回の節目の年を迎えました。一区切りつけようという意見もありましたが、今年も地元や熊本、遠くは東京からの参加で、第31回が開催されました。

1日目は川内原発の反対運動を続けてこられた「反原発かごしまネット」代表の向原祥隆さんから、川内原発の稼働に伴う温排水の影響で、水温が6℃上昇し、沿岸では漁獲高が減少している、海藻の死滅が進んでいるという現状の報告を受けました。霧島の火山活動で、過去に川内原発付近まで、火砕流が流れた形跡があり、とても危険な原発であり、再稼働することは絶対許せないという熱い思いを語られました。

そのあと、筆者から5月に漫画「美味しんぼ」に掲載された鼻血問題で、マスコミがこぞってバッシングしたきっかけの1つになった双葉町の疫学調査と福島原発事故の現状について報告しました。筆者は一昨年(2011)から3.11東日本大震災の直後、翌日には警戒区域に指定され、全町民が避難させられた双葉町の内部被ばく調査に協力してきました。2012年11月に岡山大学の津田先生、頼藤先生と一緒に、双葉町町民の健康実態を

把握するために、郵送方式で自覚症状調査を実施し、対照地域よりも疲れやすい、だるいなどほとんどすべての項目で自覚症状が高くなっていることなどの結果を説明し、鼻血だけに注目するのではなく、長期にわたる避難生活による健康影響の悪化を重く受け止めて、対応していく必要があることを指摘しました。

日本環境会議の尾崎寛直さんからADRによる避難者の補償問題の現状と課題についての報告があり、一度、原発事故が起きれば、影響が甚大であり、川内や伊方などの再稼働を許してはいけないという認識を参加者で共有できたと思います。

夜は恒例の屋外での懇親会、バーベキューでしたが、台風の通過直後で、小雨交じりの曇天で、きれいな星空が見られなかったことが残念でした。

2日目は天草の自然を護る会の吉崎和美さんの、九州西海岸におけるウミガメ調査結果についての報告を受けて、海の汚染が進行していることがわかりました。

今回、花田ゼミ、中地ゼミの学生が参加しましたが、天草の自然や海の豊かさに感動して帰るだけでなく、海の汚染や原発の危険性に気づききっかけを作る場になったと思います。

今後の活動予定

水俣学の10年一戦略的研究基盤形成支援事業成果報告シンポジウム

- 開催日：2014年12月14日(日)
 ○時 間：13:30~17:30(開場13:00) 予定
 ○場 所：熊本学園大学14号館2階 1421教室

第10回水俣病事件研究交流集会

- 開催日：2015年1月10日(土)、1月11日(日)
 ○場 所：新潟青陵大学(新潟市中央区水道町1-5939)
 オプション企画

1月11~12日 フィールドワーク

*事前の申込が必要です。締切12月13日

詳細は、当センターHP

<http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/>
 をご覧ください。

水俣学研究センター日録

7月

- 9日 凸版印刷アーカイブヒアリング：花田(大学)
 12~13日 第31回天草環境会議：花田・中地・井上・田
 尻・山下・牧口・永野・大嶽(苓北)
 15日 タイ科研究研究会：花田・宮北・中地・藤本・
 吉村・井上・田尻(大学)
 17~20日 F W III(台南調査)：花田・宮北・中地・藤本・
 井上・田尻(台湾)
 22日 ゼロ・ウェイスト円卓会議：宮北(水俣)
 球磨中研修受け入れ：田中(水俣)
 筑紫女学園大学人権講演会「障害者の視点から
 見た胎児性患者」：田尻(福岡)
 23日 朝日大学講演「水俣病と水銀規制条約：水俣
 病の経験を将来に活かすために」：花田(岐阜)
 24~25日 福島大学うつくしま未来支援センター研究会
 「水俣学の課題と展望：水俣病事件の多様な側
 面」：花田(福島)
 27日 胎児性世代の被害に関するWG：花田(熊本)
 28日 第26回チッソ労働運動史研究会：花田・井上・
 磯谷・石井・鈴木・富田・福原(大学)
 29日 直方より研修受け入れ：田中(水俣)
 31日 清和中研修受け入れ：田中(水俣)

8月

- 3日 プサン外語大調査受け入れ：中地(大学)

- 7日 第22回公開セミナー「第5回水俣病を伝える
 セミナー」：花田・井上・田尻・田中(水俣)
 9~10日 胎児性世代の被害に関するWG：花田(大阪)
 18~20日 チッソ労働運動史調査：井上・福原(水俣)
 20日 水俣市人権教育現地研修：田中(水俣)
 22日 芦北人権教育大会講演「伝えるために現場を
 歩く：水俣病から学ぶ」：花田(芦北)
 24日 日本教育学会特別講演「被害の現場に身を置
 くということ：水俣学の構築の経験から」：花
 田(九大)
 28日 日本看護学会ヘルスプロモーション学術集会
 特別講演「水俣学—『失敗の教訓』を将来に活
 かす」：宮北(熊本)
 25日~9月3日 カナダ先住民水俣病調査：花田・中地・
 下地・井上・田尻・牧口(カナダ)

9月

- 5~7日 第3回若手研究セミナー/F W I：花田・宮
 北・中地・守弘・藤本・井上・田尻(水俣)
 7日 みなまた地域研究会：花田・中地(水俣)
 8日 国会議員団水俣調査受け入れ：花田(水俣)
 8~10日 チッソ労働運動史研究会ヒアリング調査：井
 上・福原・山下(水俣)
 9~15日 タイ調査：宮北・中地・吉村(タイ)
 11日 三菱財団助成贈呈式：花田(東京)
 13~15日 第31回共同連全国大会熊本(共催事業)：花田・
 井上・田尻(熊本)
 20~21日 大阪弁護士会水俣見学案内：中地・藤本(水俣)
 22~23日 胎児性世代の被害に関するWG：花田・井上・
 田尻・山下・平郡・谷(水俣)
 25日 第13期水俣学講義①「水俣学への誘い」花田
 水銀分析に関するヒアリング調査：井上(大学)
 26日 女島調査：井上(芦北)
 27日 金台寺仏教青年会講演会「今、水俣から学ぶ
 こと」：田尻(福岡)
 29日 水俣・芦北地域戦略プラットフォーム第37回
 課題検討会：宮北・花田・中地・藤本(水俣)
 30日 第11期公開講座1回目：緒方俊一郎氏(水俣)

編集後記

原田正純先生が言われていたように、海外でも差別があるところに経済発展のしわ寄せが起こっている現実を改めて実感した夏であった。

(M・T)

水俣学通信

第38号 2014.11.1

編集/熊本学園大学水俣学研究センター 発行人/花田 昌宣
 連絡先/〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 熊本学園大学水俣学研究センター
 Tel: 096-364-8913(ダイヤルイン) Fax: 096-364-5320
<http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/> E-mail: minamata@kumagaku.ac.jp
 印刷/ホープ印刷株式会社